

電気通信紛争処理委員会（第256回）

1 日時

令和7年11月27日（木）15時00分～

2 場所

総務省9階電気通信紛争処理委員会事務局会議室（WEB会議システム（Webex）を併用）

3 出席者等（敬称略）

（1）委員

田村 幸一（委員長）、三尾 美枝子（委員長代理）、小川 賀代、
中條 祐介（以上4名）

（2）特別委員

眞田 幸俊、柴田 潤子、中村 豪（以上3名）

（3）総務省

総合通信基盤局 電波部 移動通信課 移動通信企画官 佐藤 輝彦

（4）事務局

参事官 小原 弘嗣、上席調査専門官 中島 明彦

4 議題

（1）価額競争の実施に関する検討状況等について

～5Gの更なる普及に向けたいわゆるオークションによる周波数割当てについて～【公開】

（2）あっせん事案について【非公開】

5 審議内容

(1) 開会

【田村委員長】 委員長の田村です。ただいまから第256回電気通信紛争処理委員会を開催します。

皆様には御多用中のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は委員4名に御出席いただいておりますので、定足数を満たしております。また、特別委員3名に御出席いただいております。御質問や御意見等の御発言がある場合には、会場は挙手をしていただき、指名後に御発言をお願いします。ウェブ参加の方は挙手機能でお知らせいただきまして、指名後にカメラとマイクをオンにして御発言をお願いします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日は、まず、議題1としまして、「価額競争の実施に関する検討状況等について～5Gのさらなる普及に向けたいわゆるオークションによる周波数の割当てについて～」ということで御説明をいただきまして、議題2としましては、「あっせん事案について」の報告をいただきます。

議題1は公開の議事となりますが、議題2につきましては、当事者又は第三者の権利利益を保護するという観点から、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定によりまして非公開とし、議事録と使用した資料につきましても、同規程第17条第1項及び第18条第1項により、非公開とします。

(2) 價額競争の実施に関する検討状況等について

～5Gの更なる普及に向けたいわゆるオークションによる周波数割当てについて～【公開】

【田村委員長】 それでは、早速議題1に移ります。総合通信基盤局電波部の移動通信課の佐藤移動通信企画官から説明をお願いします。佐藤企画官には、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。よろしくお願ひします。

【佐藤移動通信企画官】 ありがとうございます。総務省移動通信企画官をしております佐藤と申します。

私は、資料256-1に基づきまして、これはいわゆるオークションになりますが、価額競争の実施に関する検討状況等について御説明します。まず、昨年も本委員会で、携帯電話インフラの現状について御説明をしましたが、そのアップデートをして、その後、本題であります価額競争の実施に向けた検討状況等について御説明をします。

1ページおめくりいただければと思います。

まず、5Gの携帯電話のインフラ整備の基本的な考え方です。これも御案内のとおりかと思いますが、様々な周波数帯の携帯電話を使っておりまして、広いエリアカバレッジに適している低い周波数帯から高トラヒックに対応する高い周波数帯まで、これを使ってインフラを整備していることです。携帯事業者も、トラヒックの状況でありますとかユースケースを念頭に置きながら、周波数をそれぞれ使っているという状況です。

次のページお願いします。

こちらが、携帯電話用等の周波数の割当状況ということになります。下表のとおりということでございまして、直近の割当てとしましては、2022年5月に2.3GHz帯を割り当てました。こちら、KDDIに割り当てております。また、2023年の10月に、楽天モバイルに、いわゆるプラチナバンドである700MHz帯を割り当てております。最も直近としましては、2024年12月にソフトバンクに4.9GHz帯を割り当てていることです。

次のページをお願いします。

こちらが基地局数の状況です。前回、本委員会で説明した資料と、特にアップデートはないので、こちらは御参考までということで、説明は割愛をします。

6ページも同様ということです。

こちらにつきましても、昨年、御説明をしましたが、事業者によって5Gの展開については、それを利用している周波数が異なることで、各事業者もそれぞれ特色を生かしながら5Gのインフラ整備を行っていることが、これでうかがえるかなと思います。

次のページをお願いします。

次のページが、総務省で、今年6月に公表しましたデジタルインフラ整備計画2030の概要になります。これにつきましては、2030年頃を見据えて、必要となるデジタルインフラの整備方針と、それを進めるための具体的な推進方策を整理したものです。

項目としましては六つございまして、「データセンター」と「オール光ネットワーク」、あとは「次世代情報通信基盤・量子暗号通信」、「光ファイバー」、「モバイルネットワーク」、「非地上系ネットワーク（NTN）」ということですが、「モバイルネットワーク」についても、その柱の一つになっているところです。こちらについては、詳細については、また次のページで御説明をします。

次のページをお願いします。

こちらが2030年頃を見据えたモバイルネットワークの整備イメージです。これまで携帯電話インフラというのは、できるだけ広く届くようにということで、一律に整備を行ってまいりました。ただ最近では、トラヒックの需要というのが地域によってかなり異なってきております。トラヒックの需要が高いところについては高い周波数帯を使っていくということです。また、5Gにつきましては、人口カバー率は98.4%まで来ております。ただ、高速大容量通信といったいわゆる5Gならではの実感を伴うサービスの普及ということになりますと、あともう一歩と我々としては認識しておりますと、これを実現していくためには、特にこの図にあります「サブ6」でありますとか「ミリ波」と呼ばれる、5G専用に割り当てられた周波数帯を更に普及させていくことが重要であると考えております。

また、もう一つあるのが、非居住地域です。人口カバー率については、いわゆる居住地域が基に算出された数字となりますが、いわゆる面積カバー率ということになると、低いということです。ただ、携帯電話については、本当に今、安心安全という観点から、非常に必要不可欠なツールになってきており、いわゆる人が住んでいない地域でも、例えば道路でありますとか、あとは林業とか農業でありますとか、そういった利用ニーズがあることですので、どこでも使えるような環境整備というものが需要となります。こうした地域につきましては、多様な手段による柔軟なインフラ整備を促進していくということで、例えばスポット的な整備でありますとか、また、衛星等の非地上系のネッ

トワークを活用した整備でありますとか、それぞれのニーズに応じて、多様な手段による整備を促進していくことが重要だろうということをここに記載をしているところです。

こうした方針を基に、このデジタルインフラ整備計画2030におきまして、整備目標を掲げております。例えば高い周波数帯の普及で申し上げますと、ここで言うと2ポツ目のサブ6展開率でありますとか、また、こちらについては、後ほどオークションによる割当てにも関係するところですが、ミリ波の基地局数等々について、新たに整備目標をここで作成をしているところです。

次のページをお願いします。

次のページが、終了促進措置の状況です。

こちらについては、昨年も御説明をしているのではないかと思いますが、11ページが、この制度の概要ということになります。詳細については、割愛をします。

また、終了促進措置の実施状況につきましては次のページでして、実際、この措置が動いているのが、二つの周波数帯になっております。一つ目が、1.7GHz帯ということで、こちらについては、2018年と2021年に割り当てております。こちらについては、公共業務で既存のシステムが使われていた帯域になりますが、対象免許人との協議を開始しまして、2022年度末までに大体通信回線を整備し、全ての既存無線局の運用を既に停止をしていることです。現在、移行先の機器の導入の調整を継続しています。

二つ目が、こちらが昨年12月に最も直近に割り当てました4.9GHz帯の終了促進措置の実施状況ということになります。こちらについては、2024年度第4四半期から、既存免許人等と終了促進措置について具体的な協議を開始しているものです。

既存免許人の状況につきましては、15ページを御覧いただければと思います。

非常に免許人の数が多いということでございまして、更に免許人の性質を見ますと様々な分野にまたがっていることです。また、開設局数の数についても1万を超えていることで、こちらについては、順次、割当てを受けた事業者で協議を開始しているところです。

12ページに戻っていただきまして、事業者におきましては、問合せ窓口や、メーカー等との協議も開始をしていることです。

あとは、16ページを御覧いただければと思います。

こちらは、割り当てた携帯電話用周波数のうち、他の免許人との共用又は干渉調整が必要な携帯電話用周波数帯の利用状況ということで、こちらを抜粋したものです。

まず、700MHz帯、いわゆるプラチナバンドと呼ばれるところですが、こちらにつ

ましましては、特に、特定ラジオマイクと4G／5Gに割り当てられている携帯電話周波数帯、こちらのカードバンドが少し狭めということもありますので、こちらについては、携帯事業者が、特定ラジオマイク事業者と干渉調整について協議をしながらインフラ整備を進めていることです。

あと、2.3GHz帯につきましては、こちらについては完全に共用していることで、ダイナミック周波数共用システムを使って、放送事業としての利用がない時間帯に5Gを利用するとの仕組みになっておりまして、ここも放送事業者と協議をしながらインフラ整備を進めているようです。

また、3.4から4.9GHz帯、こちらについては、特に衛星でありますとか、あと航空機電波高度計等と調整をしながら、インフラ整備を進めているという状況です。

最後に、26から28GHz帯、こちらはミリ波と呼ばれる周波数帯ですが、こちらの利用状況につきまして、主に衛星等々の干渉調整・協議を行いながら整備を進めているところです。この5Gと書いてあるのが、28GHzとして割り当てた周波数で、この左側にある、少々空白となっている部分、こちらの一部について、後ほど御説明しますオーケーション価額競争によって割り当てるごとに、この周波数帯についても、割当て後は、衛星等々に使われていることですので、こちらとの干渉調整を必要に応じて実施をしながらインフラ整備を図っていくということになると思われます。

次のページをお願いします。

次からが、本題の、価額競争の実現に向けた検討状況です。

次のページをお願いします。

こちらが、検討の背景、経緯です。まず、今年の4月、電波法を改正しまして、いわゆるオークション、価額競争による割当を行う制度を導入したところです。これまでの周波数割当方式というのは、いわゆる整備計画の優劣を総合評価して割り当てるものを決めていたということになりますが、今回の価額競争による割当につきましては、専ら最も高い価額を申し上げたものを落札者、いわゆる割当を受けるものとして決定をするとの制度ということになります。また、こうした法改正を踏まえまして、総務省で、今年の5月から6月にかけまして、26GHz帯、40GHz帯における5Gの利用に関する調査を行いました。その結果、計9社から回答がありまして、26GHz帯について一定の利用意向が示されたということで、まずは、26GHz帯を対象に価額競争による割当を目指すということで検討を進めたということです。

検討に当たっては、情報通信審議会の下に電波有効利用委員会という委員会がございますが、この下に、価額競争の実施方法に関する検討作業班というものを設置しまして、今年の7月から9月にかけて、計4回にわたり御議論をいただいたということです。

その結果、次のページになりますが、10月に方向性を取りまとめたということで、その概要になります。まず、周波数の割当ての諸条件としまして、26GHz帯、こちらについては一定の利用意向が示されたということで、このうち、既存無線局との共用可能性が高い周波数帯を今回の価額競争の対象とすることで、こちら、具体的なイメージの図を御覧いただければと思います。こちらは、既存無線局との共用可能性について技術的な検討を行った結果ということになります。帯域ごとに色分けをしておりまして、まず、白抜きになっているところは全く無線局がない帯域になります。薄い橙色のところは、既存無線局はあるのですけれど、その数は少ないという帯域です。濃い帯域ないし灰色の帯域につきましては、これは相当数無線局があることで、ここは一定程度、移行等々も必要になるような帯域ということです。それを踏まえて、今回、白抜きないし薄い橙色の帯域について、この価額競争による割当ての効果としたということです。また、利用意向調査では、全国各地の様々なニーズに応じた柔軟な基地局展開、また、地域のエリアを選択整備との両方のニーズがあったところですが、こうしたことを踏まえて、全国区を割当区域とする全国枠、あと地域を割当区域とする地域枠、これを1枠ずつ設けることとしたということです。また、新規事業者、地域事業者の参入を促進するための措置としてということで、地域枠については、新規事業者・地域事業者の専用枠とする、要は大手キャリアが応札できれない枠としたいということとしております。また、検討の基本的な考え方としまして、我が国で初めての価額競争であることを踏まえまして、参加者にとってできるだけシンプルで分かりやすい方式とする。また一方で、周波数の適正な経済的価値が可能な限り反映されるような方式とすることを念頭に置きながら検討を進めたということです。

次のページをお願いします。

こちらが、いわゆる価額競争、オークションの方式ということになります。諸外国でも、周波数オークションというものが実施されているわけですが、そのやり方というのは様々だということになります。どうやって決まっているかというと、オークションで割り当てる枠の数でありますとか性質によって決まってくることです。今回の価額競争においては、全国枠1枠、地域枠1枠ということなども踏まえまして、同時時計オークションという方式を採用するとしたということです。こちらについては、主に特徴が三つございまして、

1点目が、価額を段階的に引き上げながら入札を繰り返す。これによって適正な価額形成を促すという複数回の競り上げということ。2点目としまして、全国枠と地域枠、それぞれ枠はございますが、個別に入札をしていくわけではなくて、同時に入札を進行させることです。同時に競り上げる、同時開始・同時終了。3点目としまして、競り人、今回のケースで言いますと総務省になりますが、こちらが提示する価額に対して入札者が入札の有無を判断するという時計方式で、こちらが特徴になっていることです。

その他のルールとしまして、まず、活動ルールというものがあります。こちらについては、いわゆる入札を様子見する可能性があり、入札の動きを見て最後に札を入れるみたいな、そういう、いわゆる望ましくない状況が生じるケースもありますので、最初から積極的に入札に参加してくださいと。これは諸外国でも一般的にやられるものですが、こちらを、今回の価額競争でも、こうしたルールを導入することです。

2点目が、競り上げ幅ということになります。こちらについては、諸外国ではおおむね20%以内との事例もあります。こうしたものを見まえながら、最低落札価額の20%以内の額を各ラウンドで引き上げていくということです。また、暫定落札の撤回ということです。こちらについては、一旦落札したものの撤回を認めるかどうかが論点になります。今回、地域枠については、事業者によっては、隣接する複数の区域を落札したいとの意向を持っているところもあると思います。こうしたことも踏まえて、一部の地域だけ例えば落札できなかった場合、隣接する区域について断片的な落札が生じる可能性もありますということです。そこで、地域枠のみ撤回を認めると。ただ、撤回については、制度の濫用を防止するという点が非常に重要になりますので、必要最小限の回数とするところで、ここでお示しをしているところです。

次のページをお願いします。

次のページが、最低落札価額です。こちらについては、周波数の経済的価値を踏まえて算定をしていくということです。既存の電波法制度におきましても、特定基地局開設料という制度がありまして、こちらは、いわゆる携帯電話周波数を割り当てるときに、その整備計画と併せて特定基地局開設料というものを事業者から出していただいて、その多寡も考慮して事業者を決定するとの制度です。この特定基地局開設料の最低金額を算出する際にも、諸外国のオークション結果を参考していることでございまして、今回の価額競争における最低入札価額につきましても、その考え方を基本的に踏襲していくということです。

ただ一方で、これまでの制度と違うのは、複数回の競り上げが行われる点が異なるとい

うことですので、そうしたことも考慮しながら、柔軟に設定をしていくということです。

また、地域枠については、割当区域に応じて、全国枠の最低落札価額に経済規模や人口の地域性を反映できる指標を乗じて算定をしていくということとしております。

また、保証金についてですが、こちらについては、落札者の支払能力を確認する観点から、いわゆるデポジットと呼ばれるものになります。こちらについては、最低落札価額の5%から10%程度とすることとしたいということです。また、納付手続につきましては、現金以外の方法についても選択可能とすることとしております。

最後に、新規事業者や地域事業者の参入促進措置ということです。こちらについては、先ほど御説明したように、地域枠については、この新規事業者、地域事業者向けの専用枠とするという、これによりまして参入を促していきたいということです。

最後に、その他の事項です。

競争阻害的な行動を抑止するための措置ということでございまして、主に3点を確保したいということです。

1点目が、共同入札を禁止ということで、複数の事業者、例えば親子関係にある法人が共同して入札をする、そういう行為を禁止することです。その禁止をしっかりと担保するために、参加申請書に資本関係等々の関係書類を提出いただくということです。

2点目が、情報交換・取決めの禁止ということです。これは言わずもがなでありますが、価額競争に関する情報交換や取決めを行ってはならないということで、誓約書等の提出も求めていきたいということです。

最後に、適正な情報開示ということです。こちらについては、例えば各ラウンドにおける入札等の入札情報については、適正な価額形成に資するという面もありますので、こちらについては開示をする一方で、個別の入札者の特定につながる情報については非開示をするととのところで、こうしたところもルールとして設定していきたいということです。

最後に、参加者及び落札者が満たすべき条件になります。こちらにおきましては、現行の特定基地局の開設指針における絶対審査基準を基本としつつ、今回の電波法改正の趣旨というのが、多種多様な事業者の創意工夫による周波数の有効利用を促進するという観点からもありますので、無線設備の安全・信頼性、サイバーセキュリティー対策、その他電波の公平かつ能率的な利用のために必要最小限の事項を設けていきたいということです。

また、最後に、無線局の開設の期限につきましては、我が国における26GHz帯の割当てというのは今回初めてということもありますので、機器の普及に要する期間等も想定を

しつつ、認定日から一定程度の期間を設けるということです。また、全国枠については、地域枠よりも早期に無線局を開設することを求めたいということです。また、全国枠については、周波数の死蔵を防止するという観点から、全国各地区の整備を促進するための一定の条件を設定していきたいということです。

私からの説明は以上になります。

【田村委員長】 ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたら、御発言をお願いします。委員、特別委員の皆様方、御自由にどなたでも結構ですし、御質問等ございましたら御発言をお願いします。小川委員。

【小川委員】 小川です。御説明どうもありがとうございました。

一つお伺いしたいのですが、入札者の参加者の資格について先ほど説明いただいたところではあるのですが、例えば、入札するのはこの条件を満たしている方だとして、その人たちが入札した後、2次利用のような形で、どなたかにこの周波数を利用することとかを認めているとか、あとは、使用の仕方によって機器が十分ではなくてその周囲に悪影響を与えてしまうようなことがあったときのペナルティみたいなことがもし決まっているようでしたら教えてください。

【田村委員長】 お願いします。

【佐藤移動通信企画官】 御質問ありがとうございます。

まず1点目の、参加資格につきましては、2次利用の話だったと思うのですが、基本的に電波法上、2次利用というものは認めていないということですので、今回の価額競争においても同様のルールが適用されることだと承知をしております。

また、2点目は混信対策ということだと理解をしておりますが、いわゆる他の無線システムとの干渉調整等が生じたときは、混信対策をしっかり行うことが重要であるということだと思います。こちらにつきましては、参加資格の条件でありますとか、また、今後落札者が重視すべき条件というもの、こちらもルールの中で策定をしていきますので、そうした中で、しっかりとそういった面も確保していきたいと考えております。

以上です。

【小川委員】 どうもありがとうございました。

【田村委員長】 ありがとうございます。柴田特別委員。

【柴田特別委員】 それでは、私から価額についてお聞きしたいのですが、今回、最低落札価額と競り上げについては、最低落札価額から20%程度と書かれておりますが、入

札価額が非常に高くなつて、例えば一定の特定のものに集中していくような懸念については、検討会でも御検討されておりますでしょうか。

【佐藤移動通信企画官】 今回の価額競争の対象となるのが26GHz帯ということでございまして、まだまだこれから利用が進むことが見込まれる周波数帯ということです。ですので、あまり特定の者への周波数の集中でありますとか、そういったところは、今回は特に条件は設けずにルールを策定していきたいと考えております。とにかく使いたいという者がいれば、それは価額競争に参加をしていただくと。

ただ一方で、先ほど申し上げたとおり、今回全国枠と地域枠を1枠ずつ設けると。地域枠については、いわゆる地域事業者、新規事業者向けの専用枠として、そこで一定の参入促進措置も講じる予定ですので、そういった措置を講じることによって、いわゆる特定の者への集中というのも一定程度かわせる面もあるのかなと考えているところです。

【柴田特別委員】 ありがとうございました。

【田村委員長】 ほかの御質問等ございますか。中村特別委員。

【中村特別委員】 中村です。どうも御説明ありがとうございました。

かなり作り込まれたものだなという印象を持ちましたというのが一つと、少々周辺的な質問という感じですが、最後にその他事項として御説明のあった情報交換等の禁止について、これはすごくラフに言えば、談合やカルテルの防止というような文脈で行われることと同じようなことだと思うのですが、例えば違反が発覚したときに、価額競争から排除することが書かれていますが、例えば、既に落札まで行ってしまって、ある程度事業をした後に、実は裏で談合がありましたみたいに発覚するというタイミングのときに、どこまでこれが有効なペナルティになるのかなというのが、少々疑問でしたので、その辺りも何か考えられているところがあれば教えていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

【佐藤移動通信企画官】 御質問ありがとうございます。まずは、いわゆる談合等の不正行為が発覚した場合の措置につきましては、我々としても幾つかルールとして講じていきたいということです。その一つが、先ほど先生からおっしゃいました価額競争の参加資格を無効とするということが1点目になります。

2点目としましては、既に価額競争が終わった後の措置としまして、価額競争が終わつて落札者については割当ての認定を受けることになっております。その認定を取り消すということも、周波数の割当てを取り消すということになりますが、そういった措置も、この価額競争のルールの中で設けていきたいと考えております。

その他の措置としては、保証金の扱いがございます。こちらは落札できなかった場合は通常戻ってくるのですが、例えばそれを返還しないという措置も併せて講じていきたいと考えているところです。

以上です。

【中村特別委員】 ありがとうございます。一般的な談合とかですと、よく課徴金を課すという形で、談合によってある程度利益を得たであろう金額を何らかの形で算定してペナルティを科すような考え方もあるとは思うのですが、それは今回の場合、なじまないということなのでしょうか。

【佐藤移動通信企画官】 多分不正行為の内容によって講じる措置というのは変わってくるのかなと思っております。課徴金というものはないのですが、電波法上でも、価額競争でいわゆる不正な行為があった場合に関する、罰則の規定があります。そうした規定も必要に応じて適用していくということが考えられます。

【中村特別委員】 分かりました。ありがとうございます。

【田村委員長】 ありがとうございます。ほかに御質問等いかがでしょうか。中條委員。

【中條委員】 御説明ありがとうございました。今回はオークションについての制度設計を作られたということなのですが、この参入促進措置との関連で、地域枠で落札された事業者を大手事業者が買収する場合ということは想定されているのでしょうか。

【佐藤移動通信企画官】 そうしたケースも我々は想定をしておりまして、こうした買収を禁止するようなルールも設けていきたいとも思いますし、あと、地域枠については、例えば大手事業者の親子関係にある事業者が、携帯電話事業者のネットワークの補完のために、これを例えば落札をすると行為は禁止をするとか、そういうルールも設けるなど、御指摘のような状況というのはできるだけ抑止をしていきたいと思っているところです。

【中條委員】 ありがとうございます。

【田村委員長】 御質問いかがでしょうか。三尾委員。

【三尾委員長代理】 簡単に質問したいと思うのですが、今回の2.6GHz枠は、幅広く中小も含めて募ることが前提になっていると思うのですが、一方で、価額競争を割とフオーカスした形で作り上げていられるのではないかと思うのです。そうすると、中小や新規事業者の参入障壁といったところも結構価額がどんどん上がっていることが想定されていたりするというはあるかと思うのですが、その対策としては、地域枠で周波数の取り置

きということだけで対応することになるのでしょうか。

【佐藤移動通信企画官】 参入促進措置につきましては、情報通信審議会の作業班でも議論がいろいろあったところですが、諸外国でも幾つか措置をとっていると承知をしております。その一つが、まさに取り置きと呼ばれる専用枠の設定ということでございまして、今回そういう新規事業者、地域事業者による参入を確実に確保するという観点から、このような措置を講じることとしたところです。

そこは大手キャリアが応札できないということになりますので、それによって一定程度担保されるのではないかと考えております。ただ、この辺りについては、今回初めての価額競争ということですので、また、今回で価額競争終わりということではないので、この結果もしっかりと踏まえながら、次の価額競争につなげていきたいと考えているところです。

【三尾委員長代理】 分かりました。ありがとうございます。

【田村委員長】 ほかにいかがでしょうか。

特になければ、この議題につきましてはこの辺で終わらせていただきたいと思いますが、御説明を伺ったところでは、今度価額競争を実施するに当たって様々な問題が発生することもあるかもしれませんので、より適正で慎重な運用をお願いします。また、一度行った後の振り返りをしっかりとやっていただきたいなと思いました。よろしくお願いします。

【佐藤移動通信企画官】 ありがとうございます。

【田村委員長】 本日は、御説明ありがとうございました。御退室いただいて結構です。

(移動通信課職員退室)

【田村委員長】 以上で、公開の会議は終了となります。傍聴者の皆様は御退出をお願いします。

(傍聴者退室)

(3) あっせん事案について【非公開】

(内容について非公開)

(4) 閉会

【田村委員長】 それでは、本日の議題は以上です。委員あるいは特別委員の皆様から何かございますか。最後に、事務局から何かございますか。

【小原参事官】 本日は、お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございました。

次回の委員会の日程につきましては、別途御連絡させていただきます。

事務局からは、以上です。

【田村委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会します。ありがとうございました。

——了——